

山口市一般廃棄物処理基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく山口市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を目的として、山口市一般廃棄物処理基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の素案の作成に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、上下水道局次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条 基本計画の素案作成にあたり、必要な資料の収集、調査、研究、その他専門的な作業を行うため、ごみ処理基本計画策定部会（以下「ごみ処理部会」という。）、生活排水処理基本計画・し尿及び浄化槽汚泥処理基本計画策定部会（以下「生活排水・し尿及び浄化槽汚泥処理部会」という。）を置く。

- 2 ごみ処理部会、生活排水・し尿及び浄化槽汚泥処理部会に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 委員会は、必要に応じて委員会の構成員において、臨時に任意の部会を設置することができる。

(解散)

第7条 委員会は、所掌事務を終了したときは、解散するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部資源循環推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

別表

| 区 分 | 職 名 | 備 考 |
|-------|-------------|-----|
| 委 員 長 | 環境部次長 | |
| 副委員長 | 上下水道局次長 | |
| 委 員 | 清掃事務所長 | |
| 〃 | 環境政策課長 | |
| 〃 | 環境衛生課長 | |
| 〃 | 環境施設課長 | |
| 〃 | 資源循環推進課長 | |
| 〃 | 下水道整備課長 | |
| 〃 | 下水道施設課長 | |
| 〃 | 下水道普及課長 | |
| 〃 | 農林整備課長 | |
| 〃 | 水産港湾課長 | |
| 〃 | 小郡総合支所総務課長 | |
| 〃 | 秋穂総合支所総務課長 | |
| 〃 | 阿知須総合支所総務課長 | |
| 〃 | 徳地総合支所総務課長 | |
| 〃 | 阿東総合支所総務課長 | |